

平成30年11月12日制定  
令和3年6月10日改正

## かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

かすみがうら市農業委員会  
会長 中山 峰雄

### 第1 基本指針

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地利用の最適化の推進」の取り組みが必須業務として位置づけられた。

かすみがうら市における農地の状況は、低地の水田では水稻、レンコンの栽培が盛んであり、台地の畑地では果樹、露地野菜が栽培されている。

しかし、近年の社会情勢・農業情勢等の変化に伴い、農業従事者の高齢化や離農による遊休農地の発生・拡大が懸念されている。このことから農地の有効利用の推進にあたっては、農地中間管理事業を有効に活用し、農地の集積・集約化を行うと共に、新規就農者の農業参入を促進し、それらに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のような観点から当市の弱点である「新規就農者数の確保」や「農地集積による遊休農地解消」または非農地判断等により円滑な農地利用を補完すると共に、地域性を活かした活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、かすみがうら市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動内容については、「農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### (1) 遊休農地の発生防止・解消について

#### 【遊休農地の解消目標】

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
(平成30年4月) 現 状	5, 7 2 2 ha	2 9 6 ha	5. 2 %
(令和3年4月) 【当初目標】	5, 5 2 0 ha	2 5 4 ha	4. 6 %
現 状	5, 5 2 5 ha	2 2 7 ha	4. 1 %
(令和5年4月) 【当初目標】	5, 3 9 0 ha	2 2 9 ha	4. 2 %
目 標	5, 3 9 0 ha	1 9 5 ha	3. 6 %

### (2) 遊休農地の発生防止と解消の具体的な推進方法

#### 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地の利用状況調査（以下、「利用状況調査」という。）と農地の利用意向調査（以下、「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。

なお、従来から実施している、遊休農地の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動は適宜実施する。

また、農地利用況調査、利用意向調査の結果は「全国農地ナビ」に反映し速やかに農地台帳の公表を行う。

#### 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地と再生利用困難な土地とを明確化し、それぞれに応じた処置を行う。

### (3) 担い手発掘・育成及び農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

#### 「人・農地プラン」の活用について

農業委員会として、各地区に人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」を活用し地域における農業者等による話し合いの場を設け、認定農業者等を地域の中心となる経営

体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源を鑑み、人材の発掘や育成及び実現可能な農地利用の集積、集約化計画の援助を行う。

### 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

#### 【農地利用集積目標】

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
(平成30年4月) 現 状	5, 722 ha	1, 119 ha	19.5%
(令和3年4月) 【当初目標】	5, 520 ha	1, 658 ha	30.0%
現 状	5, 525 ha	1, 392 ha	25.1%
(令和5年4月) 【当初目標】	5, 390 ha	2, 155 ha	39.9%
目 標	5, 390 ha	1, 535 ha	28.4%

#### 1 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の貸借期間が満了する農地等について、リスト化を行い農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### 2 農地の利用調整と利用権設定について

管内地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域は、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

### 第3 新規参入の促進について

	新規就農者数	農業生産法人
(平成30年4月) 現 状	7件/年	12経営体
(令和3年4月) 【当初目標】 現 状	8件/年 19件/年	18経営体 13経営体
(令和5年4月) 【当初目標】 目 標	9件/年 21件/年	22経営体 15経営体

#### 【新規参入の促進に向けた具体的な取組み】

- 関係機関と連携を図りながら、新規就農希望者に対する就農相談を行う。
- 農家子弟を中心とした担い手の確保に加え、Uターン者や企業等を含む農外からの参入者、女性や定年帰農者など幅広く新規就農者の継続的な確保・育成を図る。
- 耕作者台帳を整備し、農地の利用状況を示した地図を作成し、営農の定着と集積が出来るよう適切な農地の斡旋を行う。

### 第4 その他

#### 【関係機関との連携について】

県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

#### 【企業参入の推進について】

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### 【農業委員会のフォローアップ活動について】

推進委員は、新規参入者（法人含む。）の地域の受入体制を整えると共に、後見人等の役割を担い、新規参入者が農業をしやすい体制を整える。

#### 【農地付き空き家バンクについて】

新規就農やUターンにより、市内の農地付き空き家の有効活用を行い、良好な住環境の確保と定住促進による地域活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」で登録された農地付き空き家の活用をする。